



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 歳入の収納の事務の委託（中小企業支援課） ..... 1
- 基本測量の実施の通知・2件（道路管理課） ..... 1
- 公共測量の実施の通知（道路管理課） ..... 2
- 公共測量の実施の終了の通知・3件（道路管理課） ..... 2

### 公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出（中小企業支援課） ..... 3
- 建設業者の許可の取消し（技術・建設業課） ..... 3

### 病院事業局事項

- 沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程 ..... 5

### 人事委員会事項

- 令和4年6月に支給する期末手当の特例に関する規則 ..... 6

### 労働委員会事項

- 沖縄県労働委員会あっせん員候補者の告示 ..... 7

## 告 示

### 沖縄県告示第206号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託した。

令和4年5月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 委託した収納事務 令和4年度旧中小企業設備近代化資金貸付金の元金償還金及び令和4年度中小企業高度化資金貸付金の元金償還金の収納事務
- 2 受託者の名称及び所在地
  - (1) 名称 株式会社沖縄債権回収サービス
  - (2) 所在地 那覇市西1丁目19番7号
- 3 委託期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

### 沖縄県告示第207号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和4年5月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 基本測量を実施する地域 県内全域（南大東村及び北大東村を除く。）
- 2 基本測量を実施する期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 3 作業種類 基本測量（航空重力測量）

**沖縄県告示第208号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和4年5月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 基本測量を実施する地域 那覇市、石垣市、糸満市、うるま市、宮古島市、南城市、国頭村、大宜味村、本部町、宜野座村、北谷町、渡嘉敷村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊是名村、久米島町、多良間村、竹富町及び与那国町
  - 2 基本測量を実施する期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
  - 3 作業種類 基本測量（電子基準点測量）
- 

**沖縄県告示第209号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄防衛局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年5月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 浦添市宮城
  - 2 公共測量を実施する期間 令和3年12月24日から令和4年5月31日まで
  - 3 作業種類 公共測量（4級基準点測量）
- 

**沖縄県告示第210号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄総合事務局南部国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和4年5月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施した地域 中城村字津覇から西原町字東崎地内まで
  - 2 公共測量を実施した期間 令和3年7月5日から令和4年3月31日まで
  - 3 作業種類 公共測量（基準点測量及び水準測量）
- 

**沖縄県告示第211号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、糸満市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和4年5月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施した地域 糸満市字糸満及び字真栄里地内
  - 2 公共測量を実施した期間 令和3年1月25日から令和4年3月25日まで
  - 3 作業種類 公共測量（2級基準点測量、3級基準点測量及び4級基準点測量）
- 

**沖縄県告示第212号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西原町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和4年5月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施した地域 中城村字津覇から西原町字東崎地内まで
- 2 公共測量を実施した期間 令和3年7月13日から令和4年3月31日まで

## 3 作業種類 公共測量（水準測量）

---

**公 告**

---

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、令和4年5月24日から同年9月24日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び宜野湾市市民経済部産業政策課において縦覧に供する。

令和4年5月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 MEGAドン・キホーテ宜野湾店 宜野湾市大山七丁目1400番74及び1400番75

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 みずほ信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 代表取締役 梅田圭

3 届出年月日 令和4年3月24日

## 4 変更した事項

(1) 当該大規模小売店舗の名称

変更前 (仮称) ドン・キホーテ宜野湾店

変更後 MEGAドン・キホーテ宜野湾店

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名

変更前 次の表のとおり

変更後 次の表のとおり

## 5 変更の年月日

(1) 4(1) 平成24年11月9日

(2) 4(2) 次の表のとおり

## 6 意見書の提出方法及び提出期限

(1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。

(2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

（「次の表」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び宜野湾市市民経済部産業政策課において縦覧に供する。）

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

令和4年5月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1(1) 処分をした年月日 令和4年3月9日

(2) 商号名 有限会社銘苅工業

(3) 代表者名 高原直紀

(4) 所在地 金武町字金武3868番地

(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-30)第10568号

(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業及び塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(7) 処分の原因となった事実 令和4年2月3日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業及び塗装工事業を廃止した旨の届出があった。

2(1) 処分をした年月日 令和4年3月9日

(2) 商号名 託一株式会社

(3) 代表者名 石川貞則

- (4) 所在地 那覇市字安里361番地34  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-1) 第12582号  
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 令和4年2月4日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 3(1) 処分をした年月日 令和4年3月9日  
(2) 商号名 合資会社旭タイル商会  
(3) 代表者名 玉城和子  
(4) 所在地 浦添市宮城六丁目5番13号  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-3) 第1455号  
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 令和4年2月15日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 4(1) 処分をした年月日 令和4年3月9日  
(2) 商号名 株式会社与那覇組  
(3) 代表者名 與那覇優  
(4) 所在地 読谷村字高志保1317番地  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-1) 第11660号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、建築工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 令和4年2月15日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、建築工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 5(1) 処分をした年月日 令和4年3月9日  
(2) 商号名 有限会社築工務店  
(3) 代表者名 玉寄幸信  
(4) 所在地 浦添市仲間一丁目15番9号  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-28) 第7764号  
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 令和4年2月16日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 令和4年3月9日  
(2) 商号名 株式会社ヨウコウ  
(3) 代表者名 崎原正史  
(4) 所在地 浦添市字沢岬1167番地4  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-29) 第7826号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 令和4年2月16日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 令和4年3月9日  
(2) 商号名 有限会社リバテックホーム  
(3) 代表者名 與那嶺雅彦  
(4) 所在地 西原町字小波津71番地ジョイフルこはつ201  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-30) 第12356号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち電気工事業及び管工事業に関する一般建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 令和4年2月18日付けで、建設業法第12条に基づき電気工事業及び管工事業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 令和4年3月9日  
(2) 商号名 有限会社新龍建設

- (3) 代表者名 新垣肇  
(4) 所在地 那覇市真嘉比2丁目29番11号1F  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-29)第4842号  
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 令和4年2月22日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 令和4年3月9日  
(2) 商号名 有限会社川武建設  
(3) 代表者名 寄川武夫  
(4) 所在地 石垣市字平得749番地92  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-2)第8916号  
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 令和4年2月24日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 10(1) 処分をした年月日 令和4年3月31日  
(2) 商号名 翔鉄筋工業  
(3) 代表者名 前伊栄治  
(4) 所在地 八重瀬町字具志頭1171番地  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-2)第12759号  
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 令和4年3月3日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 11(1) 処分をした年月日 令和4年3月31日  
(2) 商号名 マツダ建工  
(3) 代表者名 松田宏  
(4) 所在地 うるま市石川821番地15  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-1)第13798号  
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 令和4年3月8日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

## 病院事業局事項

### 沖縄県病院事業局管理規程第11号

沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年5月24日

沖縄県病院事業管理者  
病院事業局長 我那覇 仁

### 沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程

沖縄県病院事業企業職員給与規程(平成18年沖縄県病院事業局管理規程第16号)の一部を次のように改正する。

第33条第2項中「100分の130」を「100分の122.5」に、「100分の110」を「100分の102.5」に改め、同条第3項中「100分の130」を「100分の122.5」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に、「100分の110」を「100分の102.5」に、「100分の62.5」を「100分の57.5」に改める。

第43条第2項中「100分の130」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「100分の130」を「100分の122.5」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に改める。

第54条第2項中「100分の130」を「100分の122.5」に、「100分の110」を「100分の102.5」に改め、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 病院事業任期付職員のうち特定任期付職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.

5] とあるのは「100分の162.5」とする。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年5月24日から施行する。  
(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年沖縄県条例第8号）附則第2項から第4項までの規定の適用を受ける一般職の職員の例による。この場合において、附則第2項第1号中「新給与条例第27条第2項に規定する特定幹部職員」とあるのは、「改正後の沖縄県病院事業企業職員給与規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第16号）第33条第2項に規定する広域異動特定幹部職員及び第54条第2項に規定する第45条の規定で定める給料表の適用を受ける病院事業任期付職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等が、病院事業広域異動職員行政職給料表の適用を受ける広域異動職員でその職務の級が7級以上であるものに相当するもの（これらの病院事業任期付職員のうち、管理者が定める病院事業任期付職員を除く。）」と読み替えるものとする。  
(管理者への委任)
- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

## 人事委員会事項

令和4年6月に支給する期末手当の特例に関する規則を次のように定める。

令和4年5月24日

沖縄県人事委員会

委員長 島 袋 秀 勝

### 沖縄県人事委員会規則第14号

#### 令和4年6月に支給する期末手当の特例に関する規則

(趣旨)

- 第1条** この規則は、沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年沖縄県条例第8号。以下「改正条例」という。）附則第2項及び第3項の規定に基づき、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置の実施に関し必要な事項を定めるものとする。  
(令和3年12月に期末手当を支給された企業職員等についての特例)
- 第2条** 改正条例附則第3項の人事委員会規則で定める条例は、次の各号に掲げる条例とする。
- (1) 沖縄県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和47年沖縄県条例第57号）
  - (2) 沖縄県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年沖縄県条例第21号）
  - (3) 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和47年沖縄県条例第56号）
- 2 改正条例附則第3項の規定により読み替えて適用する改正条例附則第2項の人事委員会規則で定める者は、前項各号に掲げる条例の適用を受ける者とする。
- 3 改正条例附則第3項の規定により読み替えて適用する改正条例附則第2項の人事委員会規則で定める額は、第1項各号に掲げる条例及び当該条例に関する規則又は規程の改正条例附則第2項の規定に相当する規定の例による同項に規定する調整額に相当する額とする。  
(端数計算)
- 第3条** 改正条例附則第2項に規定する基準額又は調整額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。  
(雑則)
- 第4条** この規則に定めるもののほか、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

#### 附 則

この規則は、令和4年6月1日から施行する。

## 労働委員会事項



### 沖縄県労働委員会告示第3号

労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により、沖縄県労働委員会あつせん員候補者を次のとおり告示する。

令和4年5月24日

沖縄県労働委員会

会長 藤 田 広 美

氏名	現職	経歴	委嘱年月日
藤田広美	沖縄県労働委員会公益委員 弁護士 琉球大学大学院法務研究科教授	東京地方裁判所判事	令和3年12月15日
上江洲純子	沖縄県労働委員会公益委員 沖縄国際大学法学部教授	沖縄国際大学法学部准教授	令和3年12月15日
田島啓己	沖縄県労働委員会公益委員 弁護士		令和3年12月15日
村上恵実	沖縄県労働委員会公益委員 弁護士		令和3年12月15日
戸谷義治	沖縄県労働委員会公益委員 琉球大学人文社会学部准教授	パリ第十大学法政学部客員研究員	令和3年12月15日
砂川安弘	沖縄県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会沖縄県連合会事務局長	日本労働組合総連合会沖縄県連合会副事務局長	令和3年12月15日
鎌田健嗣	沖縄県労働委員会労働者委員 U Aゼンセン沖縄県支部支部長	U Aゼンセン福岡県支部次長	令和3年12月15日
棚原初美	沖縄県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会沖縄県連合会副事務局長	U Aゼンセンイオン琉球労働組合中央執行副委員長	令和3年12月15日
大嶺克志	沖縄県労働委員会労働者委員 自治労沖縄県本部書記長		令和3年12月15日
比嘉康裕	沖縄県労働委員会労働者委員 航空連合沖縄副会長	航空連合沖縄幹事	令和3年12月15日
田端一雄	沖縄県労働委員会使用者委員 一般社団法人沖縄県経営者協会常務理事	沖縄県住宅供給公社理事長兼 沖縄県土地開発公社理事長	令和3年12月15日
名嘉村裕子	沖縄県労働委員会使用者委員 株式会社りゅうせきフロントライン取締役 取締役ホテル飲食事業担当部長	株式会社りゅうせき取締役管理本部長兼事業開発本部長	令和3年12月15日
城間泰	沖縄県労働委員会使用者委員 株式会社琉信ハウジング代表取締役社長	沖縄県労働委員会使用者委員 株式会社琉球銀行常務取締役	令和3年12月15日
大城恵美	沖縄県労働委員会使用者委員 株式会社近代美術代表取締役	株式会社近代美術取締役副社長	令和3年12月15日
金城欣光	沖縄県労働委員会使用者委員 沖縄バス株式会社常務取締役総務部長	沖縄バス株式会社取締役総務部長	令和3年12月15日
下地誠	沖縄県労働委員会事務局長	沖縄県商工労働部産業振興統括監	令和4年4月14日
下地康斗	沖縄県労働委員会事務局調整審査課長	沖縄県教育庁生涯学習振興課長	令和3年4月8日

比嘉尚子	沖縄県労働委員会事務局調整審査課審査監	沖縄県出納事務局会計課総務決算班長	令和4年4月14日
------	---------------------	-------------------	-----------

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 有限会社 ドリーム印刷 〒901-0314 沖縄県糸満市字座波1065番地
---	--